

**過疎地域等における集落対策に  
関する総務省の取組**

# 過疎集落等の対策の課題と取組イメージ

## 過疎集落の現状

- ・小規模集落の増加
  - ・人口減少
  - ・高齢者(高齢者単身世帯)割合の増加
  - ・若者の減少
- 集落機能の低下のおそれ

## 過疎集落における具体的な課題

- ・耕作放棄地の増大
  - ・森林の荒廃
  - ・獣害・病虫害の発生
  - ・空き家の増加
  - ・商店等の閉鎖
  - ・雇用の場の減少
- など

## 集落の取組イメージ

### ①集落点検の実施

- ・人口・世帯数の動向
- ・通院・買物・共同作業の状況、農地、森林の状況
- ・地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況 等

### ②集落のあり方についての話し合い

- ・集落の現状、課題、今後のあり方
- ・維持・活性化策 等

### ③維持・活性化に向けた取組み

(例)生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし等

- 集落支援員、地域おこし協力隊による人的支援
- 過疎債(ソフト)  
過疎地域等自立活性化推進交付金 など

# 集落対策への支援策

- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく集落対策の支援(過疎対策事業債 等)
- 過疎地域等自立活性化推進交付金
  - ・過疎集落等自立再生対策事業
  - ・過疎地域等自立活性化推進事業
  - ・過疎地域集落再編整備事業
  - ・過疎地域遊休施設再整備事業
- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 集落支援員
- 地域おこし協力隊
- 定住自立圏構想 等

# 過疎法における集落対策について

## I 過疎地域自立促進特別措置法の目的

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## II 過疎地域自立促進のための対策の目標及び計画

過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、「基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。」が規定されている。

都道府県・市町村が進める過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画の項目として、「集落の整備に関する事項」が規定されている。

## III 過疎対策事業債による支援

- ・H25度当初計画額3,050億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)
- ・対象事業
  - ハード事業：集落整備(集落整備のための用地及び住宅)、道路、地場産業の振興に資する施設、交通の便に供するための自動車 等
  - ソフト事業：集落の維持・活性化、地域医療の確保、生活交通の確保、産業振興 等

# 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下、過疎法という。)に基づき、過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の配分を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

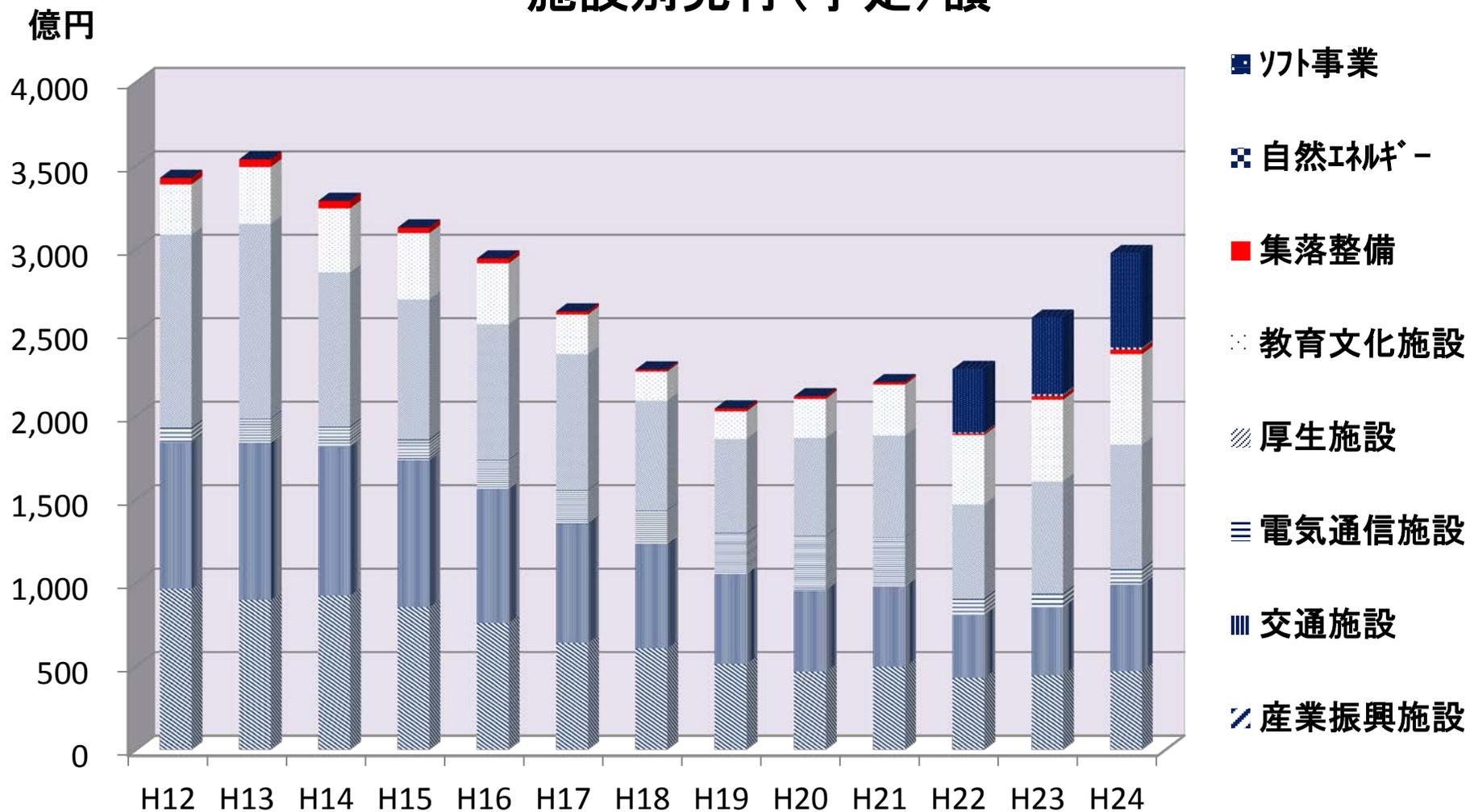
## <対象事業>

過疎法第12条及び同法施行令第6条に規定されている。

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道・漁港施設・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村立の幼稚園</li> <li>○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備</li> <li>○図書館</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> </ul>
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)</li> </ul> <p>※対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費</li> <li>②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費</li> <li>③地方債の元利償還に要する経費</li> </ul>		

# 過疎対策事業債の発行状況について

## 施設別発行(予定)額



# 過疎対策事業債（ソフト分）について

平成22年の過疎法改正により、平成22年度から新たに「ソフト事業」も過疎対策事業債(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)の対象としている。

## 1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
  - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

### ①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



### ③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



## 2 発行額

- ・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能
- ・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行予定額379億円(活用率:57.3%)
- ・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して発行予定額458億円(活用率:65.2%)
- ・H24年度は発行限度額の総計約727億円に対して発行予定額566億円(活用率:77.8%)

# 過疎対策事業債（ソフト分）の事例について

## シタケを核とした産業振興で未来につなぐ集落づくり（和歌山県日高川町）

### 事例の概要（事業名：過疎集落再生・活性化支援事業）

産業やコミュニティ機能の衰退が進んでいる集落において、**過疎生活圏(※)単位でコミュニティの住民が中心となって「寄合会」を開催し、集落の再生・活性化に取り組む。**

※過疎生活圏：昭和合併前の旧町村や中学校区等の規模

### 事例の内容

事業主体：地元住民団体、日高川町

### 事業内容

1. 産業対策（シタケ産業の復活、寒川茶の生産拡大）
2. 活性化対策（そうがわ茶屋でコミュニティ促進、観光案内看板設置）

### 取組経過（H23年度事業）

- そうがわ茶屋オープン（毎月第2木曜日）・・・シタケうどん、しし肉井等販売
- 寒川案内看板設置（観光案内板1基、導入サイン（大1基、小3基））

事業費：平成24年度 5,477千円（うち過疎債2,000千円）

事業の効果：そうがわ茶屋は延べ1,213人が来店（H23.6～H25.3までの期間、平均55人/月）し、コミュニティの連帯感が強まった。

＜そうがわ茶屋と運営スタッフ(地元の方々)の写真＞



＜寄合会の様子＞



- ＜寄合会参加者＞
- 地元住民
  - 区長、議会議員
  - 各種団体役員等
  - 市町村職員
  - 県職員

### ポイント

#### 課題

- ・基礎産業であるシタケ産業の復活
- ・地域資源を活かした加工品の開発、販路開拓
- ・住民同士の交流の場の創出
- ・地域外との交流促進



#### 目指すべき姿

- コミュニティの再活性化
- 住民の生きがいを創出

寄合会での議論を基に、地元のニーズを事業化し、コミュニティを再活性化

## 集落コミュニティ振興交付金（長野県阿南町）

### 事例の概要

**急峻な地形に集落が点在する地域特性から、集落活動の維持存続・活性化が重要**であるために、町内の4地区（68区）に対し、道路の維持補修や草刈り・植栽による景観維持など、**集落の自主的な活動に交付金を交付する。**

### 事例の内容

#### 事業内容

地区に交付金を交付し、集落活動の活性化を支援する  
**（均等割20千円、世帯割6千円/戸）**

#### 総事業費

平成23年度 11百万円  
（うち過疎債 6.2百万円）

#### 事業の効果

集落でどのような活動をすべきかを話し合いながら、地区の伝統行事や公民館・集落センターの簡易修繕、草刈りや遊休農地の再生など、集落の多様な活動を実施するきっかけとなっている。

交付対象メニュー例  
・伝統行事、道路の維持補修、公民館の修繕、観光スポットの整備等

毎年5月末までに区長からの申請に基づき交付（H23実績：全地区交付）

### ポイント

- **地域にとって活用しやすい地域提案型の交付金**
- **自主的な集落活動を支援することにより、活動が活発化**
- **地域住民の関係が希薄化する中、地域の人々が集まって作業をすることで、集落への愛着や住民相互のつながりの強化が図られている。**



## 支え合いほっとライン事業（山形県小国町）

### 事例の概要（事業名：支え合いほっとライン事業）

高齢者等が**住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができる**よう、**地域の住民同士が支え合う仕組みづくり**を推進する。

### 事例の内容

事業主体：小国町社会福祉協議会  
事業内容：安心見守りサービス、福祉カルテ作成、地域サロンの実施  
総事業費：4,900万円（うち過疎債 4,500万円）



【安心見守りサービスの様子】

### ポイント

#### ①安心見守りサービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を月1～2回訪問し、食事や健康等の確認や、外部との交流機会が少ない方に、集会の案内等を行い、楽しく安心して暮らせるようサポートする。  
現在、26名が利用している。

#### ②福祉カルテ作成

支援が必要な人、災害時の要援護者について台帳を整備し、警察や消防、民生委員等と情報を共有することで、緊急時はもちろん、日常生活などでの支援も行う。  
現在500名以上が登録している。

#### ③地域サロン実施

地域が主体となり、介護予防体操やお茶のみなど、定期的に高齢者が集まり、交流する場を提供する。  
健康づくりや不安の解消、閉じこもりの防止に役立っている。  
現在、27地区で実施している。

**高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できる地域社会の構築**

## 移動販売サービス事業（北海道標津町）

### 事例の概要

高齢者世帯や独居老人世帯の増加のほか、郡部地区には商店がないことから、地域住民の要望を受けて町内商店が扱う食料品・日用雑貨品を中心に、**車輦(2トラック)**を利用して町内全域を定期的に巡回し移動販売を行っている。

### 事例の内容

事業内容：車輦(2トラック)を利用して食料品・日用品の移動販売

巡回地区：A地区(古多糠、伊茶仁、志類、葦別、崎無異)・・・水曜日  
B地区(川北全区域)・・・月・木曜日  
C地区(茶志骨全区域、住吉町、東浜町)・・・金曜日  
D地区(標津市街全区域)・・・火曜日  
※土曜日は予備日として、要望等に対応している。

取組実績：平成24年度実績・・・売上額 15,447千円  
稼働日数 247日  
購入者数(延べ人数) 7,730人

総事業費：平成24年度 2,500万円（うち過疎債 2,500万円）

### ポイント

- 当町では、近隣市町村の大型スーパーへの消費者の流出が顕著となっていることから、市街地商店街の「待ちの姿勢」から「攻めの姿勢」へのサポートを行うことで、本事業を足掛かりに商店街の活性化を図っていく。

＜移動販売車(カウモン号)＞



＜車内の様子＞



野菜、果物、肉類、惣菜などの日用食品から、水産加工品、駄菓子、雑貨類まで幅広く取り扱っている。

# 過疎地域等自立活性化推進交付金

22.3億円

H25補正: 13.0億円

H26当初: 9.3億円

実施主体: 過疎市町村等

## (1) 過疎集落等自立再生対策事業

地域住民等が集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援

- ・安全・安心な暮らしの確保対策
- ・地区の地域資源を活用した産業・生業の振興

(H25補正 13.0億円

H26当初 5.0億円

<1事業につき1千万円以内>)

## (2) 過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ・生活の安心・安全確保対策
- ・移住・交流・若者の定住促進対策
- ・地域文化伝承対策 等

(H26当初 2.3億円

<1事業につき1千万円>)

地域資源を活用  
した過疎地域の  
自立活性化の推進

## (3) 過疎地域集落再編整備事業

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

(H26当初 1.2億円<交付率1/2>)



定住促進空き家活用事業

## (4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う

- ・生産加工施設
- ・資料展示施設
- ・教育文化施設
- ・地域芸能・文化体験施設 等の整備に対して補助

(H26当初 0.8億円<交付率1/3>)

# (1) 過疎集落等自立再生対策事業

18.0億円

H25補正: 13.0億円  
H26当初: 5.0億円

過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの総合的な取り組みを支援する。

## 取り組みのポイント

- 住民が一体性を有する生活圏域単位でのソフト事業中心の総合的な集落対策
- 地域住民の主体性を生かし、NPO法人など集落外の組織や団体と連携して行う事業を推進

## 過疎の集落と生活圏

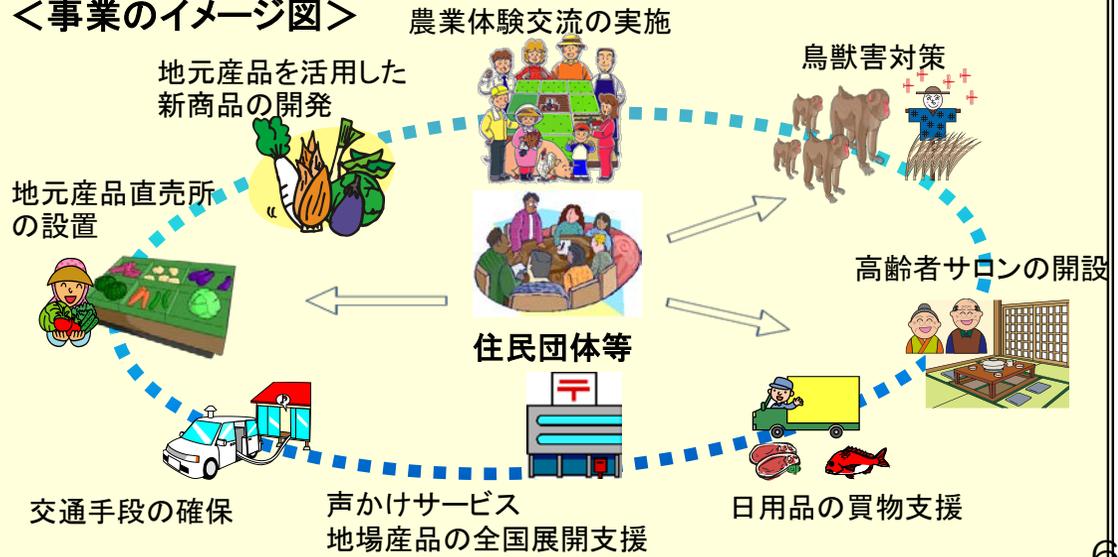


※住民の一体性がある地区(小学校区、大字等)単位を想定

## 施策の概要

- (1) 事業主体 住民団体、NPO法人等
- (2) 交付額 1事業当たり1,000万円以内
- (3) 対象事業 住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業

### 〈事業のイメージ図〉



## 事業の対象地域

次の(1)～(10)までの地域を含む地域で、住民の一体性が確保されている地域

- (1) 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)
- (2) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
- (3) 振興山村地域(山村振興法)
- (4) 半島振興対策実施地域(半島振興法)
- (5) 離島振興対策実施地域(離島振興法)
- (6) 沖縄(沖縄振興特別措置法)
- (7) 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
- (8) 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)
- (9) 辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律)
- (10) その他(1)から(9)に準ずる地域と総務大臣が認める地域



## 事業主体

事業実施主体は、地域住民の団体やNPO法人などの団体や、  
その他の組織(郵便局、社会福祉協議会、森林組合、農業協同組合、  
漁業協同組合、商工会、観光協会など)、市町村などを想定。



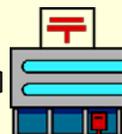
[地域の住民団体]



協力



[農業協同組合]



[郵便局]

## 事業の内容（イメージ）

本事業は、集落の維持及び活性化を図るために、地域住民自らが考え、実行する際に必要となる経費等について、ソフト事業を中心に、環境整備も含めて支援する事業。（※事業主体は住民団体やNPO等が中心）

### 〔住民による検討会〕

地域産物を積極的に販売したい！

商店が閉鎖して買い物が不便！

〇〇〇〇の問題を解消したい！

□□で地域を元気にしたい。

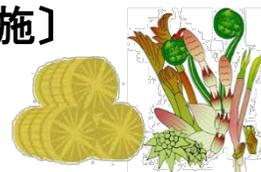
地域の伝統ある文化を守りたい！

協議

事業化

### 〔対策の実施〕

1. 新たな特産品開発  
（主体：●●協議会）



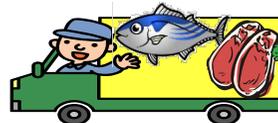
2. 都市部と農村との交流  
（主体：観光協会）



3. 地域産品直売所の開設  
（主体：婦人会）



4. 買い物支援の実施  
（主体：NPO法人）



5. 伝統文化の保存と継承  
（主体：▲▲保存会）



6. 〇〇〇〇の支援  
（主体：■ ■ 協同組合）



## 交付額

1事業当たり、1,000万円を上限として交付（※交付先は、外部有識者による評価に基づき決定）

# ■平成24年度補正過疎集落等自立再生緊急対策事業【事業内容】

分類		採択数	具体例
産業振興	①農産物等の加工施設整備	31	・老朽化した、シメジ栽培施設を改修 ・ナメコや山菜を活用した缶詰加工施設を整備
	②農産物等の販売施設整備	8	・地域住民が生産する大根などの野菜やコンニャクなどの加工品を、観光客や周辺住民に販売するための産地直売施設を整備
	③新たな特産品開発	22	・地域の山菜や薬草を活用した新たな商品を開発 ・ブドウを活用し、新たな味のワインを開発
	④耕作放棄地・鳥獣被害対策等	7	・休耕田を活用したワサビの生産拡大を図るとともに、そのために必要な鳥獣被害防止用の電気柵等を設置 ・松茸の増産を目指し、放置松林の整備と鳥獣被害防止柵を設置
	⑤観光イベントの開催等	5	・観光客誘致を目指し、馬肉を用いた薬膳料理の料理研究会を開催 ・新たな観光資源として、ワカサギ釣りを核とした観光メニューを構築
都市と地域の交流 ・移住促進対策	①体験交流施設の整備	32	・廃校舎を、都市部住民との農業体験交流拠点に改修 ・農業体験や田舎暮らし体験のための拠点施設を新たに整備
	②農業体験等の体験交流の開催	24	・かぼちゃ作りや赤カブ栽培の農業や、森林の下草刈り体験を開催 ・農業体験や民泊を実施し、都市部住民との交流を促進
	③移住促進PR・空き家改修等	7	・空き家や地域情報をデータベース化し、WEBで情報発信 ・空き家を改修し、地域の生活体験を行うための「お試し住宅」を整備
生活の安全 ・安心確保対策	①買い物支援対策	3	・地域住民が主体となり、高齢者を商店に送迎する仕組みを構築
	②見守り等の高齢者福祉対策	7	・小型除雪機を購入し、高齢者宅の除雪作業を実施 ・地域住民が中心となり、高齢者の安否確認や配食サービスを実施
	③交通確保対策	2	・住民が中心となり、高齢者を診療所へ送迎するための車輛を整備
地域文化伝承対策	①伝統文化の保存・伝承	4	・「石見神楽」の伝承のため、笛や太鼓などの楽器類の整備
	②歴史的建造物の補修	2	・江戸時代に作られ、地域のシンボルである「水車」を補修
計		154	

## ■平成25年度過疎集落等自立再生対策事業【事業内容】

分類		採択数	具体例
産業振興	①新たな産業の構築	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユズによる産業の基盤づくりのため、乗用草刈機等を整備</li> <li>・「さばのなれずし」製造を基幹産業とするため真空卓上機等を整備</li> </ul>
	②農産物等の販売促進	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で栽培する白菜などの野菜を、東京の代官山TSUTAYAで開催している朝市や、インターネットで販売</li> <li>・米の品質統一や商標登録を行い米のブランド化を図るため、米の味や品質を判別できる機器を整備</li> </ul>
	③新たな特産品開発	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フキやゼンマイなどの山菜を用いた新たな商品を開発</li> <li>・棚田で栽培された米を用いた新たな商品を開発</li> </ul>
都市と地域の交流 ・移住促進対策	①農業体験等の体験交流の開催	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・林業体験プログラムを作成し、都市部住民との交流を促進</li> <li>・都市部住民を対象に、地区で栽培・収穫したそばを用いた「そば打体験」を実施し交流を促進</li> </ul>
	②移住促進に向けたPR活動等	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏で県人会と連携し、田舎暮らしやUIターンのPR会を開催</li> <li>・移住人口の増加を目指し、空き家の利活用情報システムを構築</li> </ul>
生活の安全 ・安心確保対策	①買い物支援対策	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品やガソリン確保のため、地域住民が協力し商店を開店・運営するために必要な陳列棚やガソリン携行缶等を整備</li> <li>・地域住民が高齢者からの注文品を取りまとめイオンモールが実施するネットスーパーに発注し、届いた商品を仕分けし配達する仕組みを構築</li> </ul>
	②見守り等の高齢者福祉対策	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への配食サービスを実施するための車輛を整備</li> <li>・日用品や惣菜等の宅配サービスと併せ、独居世帯の見守りを実施する仕組みを構築</li> </ul>
地域文化伝承対策	①伝統文化の保存・伝承	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「葛畑農村歌舞伎」の保存・伝承を目指し、「葛原農村子ども歌舞伎」の会員を広く募集し、稽古を実施。</li> </ul>
計		39	

# 産業振興を主とした総合対策の例

みはらむら みはら

## 高知県三原村〈三原生活圏〉

課題

- ・日常生活に欠かせない生活物資の調達
- ・農業所得の向上と後継者の育成が必要

対策

- 〈産業対策〉①
- ・ユズの作付け面積の拡大、ユズを活用した特産品づくり
- 〈生活の安全・安心確保対策〉
- ・移動販売や宅配サービスの実施

効果

- ・農業支援システムが構築され、高齢者でも農業ができる環境が整い、地域活力が向上

おぼまし うちとみ

## 福井県小浜市〈内外海生活圏〉

課題

- ・「さばのなれずし」の継承と産業化
- ・奇祭「手杵祭り」の継承と復活

対策

- 〈産業対策〉①
- ・小学校の一部を「さばのなれずし」の加工施設に改修、商品ラベルの作成
- 〈伝統文化の保存・伝承〉
- ・衣装道具の修繕、復活に向けた広報活動

効果

- ・「さばのなれずし」が地域の基幹産業に定着し、雇用の場が確保され地域の活力が向上

やまとちょう しらいとだいいち

## 熊本県山都町〈白糸第一生活圏〉

課題

- ・農業人口の減少及び後継者不足
- ・有害鳥獣被害による所得の減少

対策

- 〈産業対策〉②
- ・地域米のブランド化を目指した商用登録、米袋のデザイン化、食味計による分析
- 〈交流・移住促進対策〉
- ・収穫祭を通じた交流

効果

- ・主たる生産物である「米」の高付加価値により、農業収益が増加

しんしろし つくで

## 愛知県新城市〈作手生活圏〉

課題

- ・若年層の流出
- ・地域コミュニティの希薄化

対策

- 〈産業対策〉③
- ・山菜、山野草の生産試験、鳥獣処理施設の再整備
- 〈交流・移住促進対策〉
- ・自然資源を活かした体験活動の提供

効果

- ・農畜産物や山菜の特産化により、生産者の農業所得が向上

# 都市と地域の交流・移住促進対策を主とした総合対策の例

しろうし ちくさちようたかのす

## 兵庫県宍粟市〈千種町鷹巣生活圏〉

課題

- ・農地や山林の荒廃、人口の減少
- ・小学校跡地の有効活用

対策

- 〈交流・移住促進対策〉①
- ・小学校跡地を地域活動のコミュニティ拠点に再整備し、農林業体験等を実施
- 〈産業対策〉
- ・「す梅」の商品化

効果

- ・コミュニティ拠点の整備により、都市部住民との交流が促進

いまりし にりちようなかた

## 佐賀県伊万里市〈二里町中田生活圏〉

課題

- ・地域活動の担い手が減少
- ・高齢化による農業生産活動の停滞

対策

- 〈交流・移住促進対策〉
- ・都市住民との交流拠点を整備し、そば打ち体験事業や料理教室を実施
- 〈産業対策〉
- ・「すみやま棚田米」のブランド化(ラベル作成)

効果

- ・交流事業の展開により、来訪者が増加し、地域での消費拡大及び観光業の振興が促進

つがるし きづくり

## 青森県つがる市〈木造生活圏〉

課題

- ・地域外との交流機会が乏しく、田舎暮らし希望者との接点が必要

対策

- 〈交流・移住促進対策〉②
- ・首都圏発「まるごと田舎暮らし移住体験交流ツアー」を実施し、地域伝統の祭りや農産物収穫体験を実施(首都圏広報誌への広告掲載、首都圏PRイベントの開催)

効果

- ・都市住民との交流促進により、移住者が増加し、地域の活力が向上

ぐじょうし めいほう

## 岐阜県郡上市〈明宝生活圏〉

課題

- ・若者の流出による高齢化
- ・空き家の増加による景観の悪化

対策

- 〈交流・移住促進対策〉②
- ・空き家を活用した移住者の受け入れを目指し、「空き家のニーズ調査」や「空き家のデータベース化」を実施

効果

- ・空き家情報の提供により、都市部からの移住定住が促進され、地域の人口が増加

# 「生活の安全・安心確保対策」または「地域文化伝承対策」を主とした総合対策の例

いなみちよう おくまづま

## 和歌山県印南町 〈奥真妻生活圏〉

課題

- ・既存商店の廃業による生活必需品の確保
- ・真妻ワサビ発祥地ながら生産量が減少

対策

- 〈生活の安全・安心確保対策〉①
- ・閉店した旧店舗を改修し、住民による生活必需品、携行缶による灯油販売を実施
- 〈産業対策〉
- ・ワサビや山菜を用いた加工品の開発

効果

- ・生活必需品を揃えた商店を確保することにより、生活の安全・安心が向上

にちなんし さかたに

## 宮崎県日南市 〈酒谷生活圏〉

課題

- ・高齢化に伴う買い物難民の増加
- ・農地の荒廃

対策

- 〈生活の安全・安心確保対策〉②
- ・日用品の宅配サービスや山菜や農産物の集出荷支援に加え、独居世帯の見守りを行うための車輛を整備

効果

- ・買い物難民の解消に加え、独居世帯の安全・安心な生活が確保

やぶし かずらはたく

## 兵庫県養父市 〈葛畑生活圏〉

課題

- ・国の重要文化財「葛畑の舞台」の保存や農村舞伎の伝承

対策

- 〈地域文化伝承対策〉①
- ・歌舞伎の伝承を目的に、「葛原農村子ども歌舞伎」を募集し稽古を行い、「子ども歌舞伎公演」を実施する。(PR冊子・パネルの作成、衣装・小道具の整備)

効果

- ・「子ども歌舞伎」の活動により、地域の伝統文化が継承

おたりむら なかつち

## 長野県小谷村 〈中土生活圏〉

課題

- ・人口減少や高齢化により、伝統芸能や口承民話の伝承

対策

- 〈地域文化伝承対策〉①
- ・茅葺屋根職人の姿を動画化し、地域や都市部、ネット等で公開し伝統継承に繋げる。
  - ・茅葺屋根の完成を祝う「建舞(三番叟)」や謡の復活(衣装の制作)

効果

- ・伝統文化の継承に向けた機運の醸成
- ・住民の村への愛着と誇りの醸成

## (2) 過疎地域等自立活性化推進事業

H26当初 2.3億円

過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に取り組みを支援する。

### 取り組みのポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

### 施策の概要

(1) 事業主体	過疎地域市町村等
(2) 交付額	1事業当たり1,000万円
(3) 対象事業	おおむね以下の分野に該当するソフト事業

- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進

### 具体例

#### 産業振興

→ 地元産品を用いた特産品開発、販路拡大のための見本市への出展などのPR活動、大学生の交流イベントを通じた資源発掘等

#### 生活の安心・安全確保対策

→ 高齢者等への配食事業のしくみづくり、地域の交通手段を確保するデマンド交通の実証運行等

#### 移住・交流・若者の定住促進対策

→ 伝統工芸・農作業等の体験イベント、地元ガイドの養成、農山村交流体験などの受け入れ先の拡大等

#### 地域文化伝承対策

→ 伝統工芸品のデザイナーとの共同開発と販売戦略の構築等

# (3) 過疎地域集落再編整備事業

H26当初 1.2億円

## ○事業の内容

### (1) 事業の種類

#### ① 定住促進団地整備事業

地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

#### ② 定住促進空き家活用事業

地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に点在する空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。

#### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。

#### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に存する住居で、冬期間など季節的に居住するための団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

### (2) 事業主体

過疎地域市町村

### (3) 交付率

1/2以内

### 平成25年度の実績

#### 定住促進団地整備事業 7件

(事業例) 町内からの人口流出の抑制及び町外からの定住を促進するために住宅団地を整備

#### 定住促進空き家活用事業 4件

(事業例) ① 耐用年数を経過した空き教職員住宅を改修し、都市部からの移住者や町内の若年単身者等向けの住宅として整備  
② 町内にある空き家を所有者から借り上げ、改修し、移住希望者の住宅として整備

## ○事業のイメージ図



# 定住促進空き家活用事業のイメージ

## 定住促進空き家活用事業イメージ図



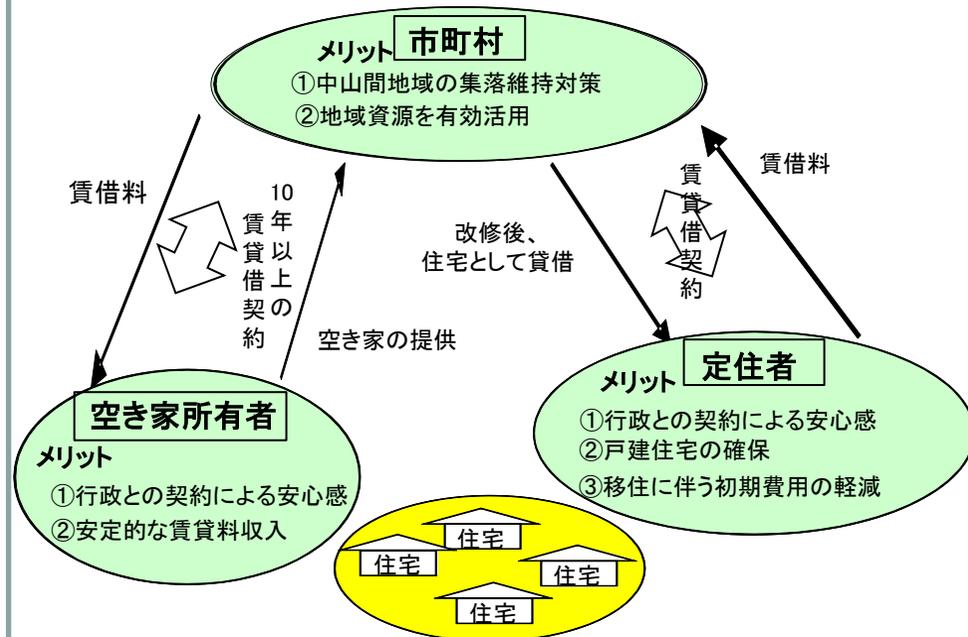
景観上・防災防犯  
上も問題

放置された空き家

UIターンの受け皿として有効活用



## 事業実施イメージ



## 定住促進空き家活用事業概要

- 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行うもの
  - ① 事業主体 過疎地域市町村
  - ② 補助対象限度額 一戸当たり3,500千円
  - ③ 補助率 1/2以内
  - ④ 事業実施期間 原則として1箇年度以内
  - ⑤ 補助対象経費 空き家改修費(新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。)
  - ⑥ 要件
    - ・ 基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。
    - ・ 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。
    - ・ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。

## 財源スキーム



※集落再編整備のための住宅に係る過疎債充当率は75%

# (4) 過疎地域遊休施設再整備事業

H26当初 0.8億円

## ○事業の内容

過疎地域には、廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

### (1) 事業主体

過疎地域市町村等

### (2) 交付率

1/3以内

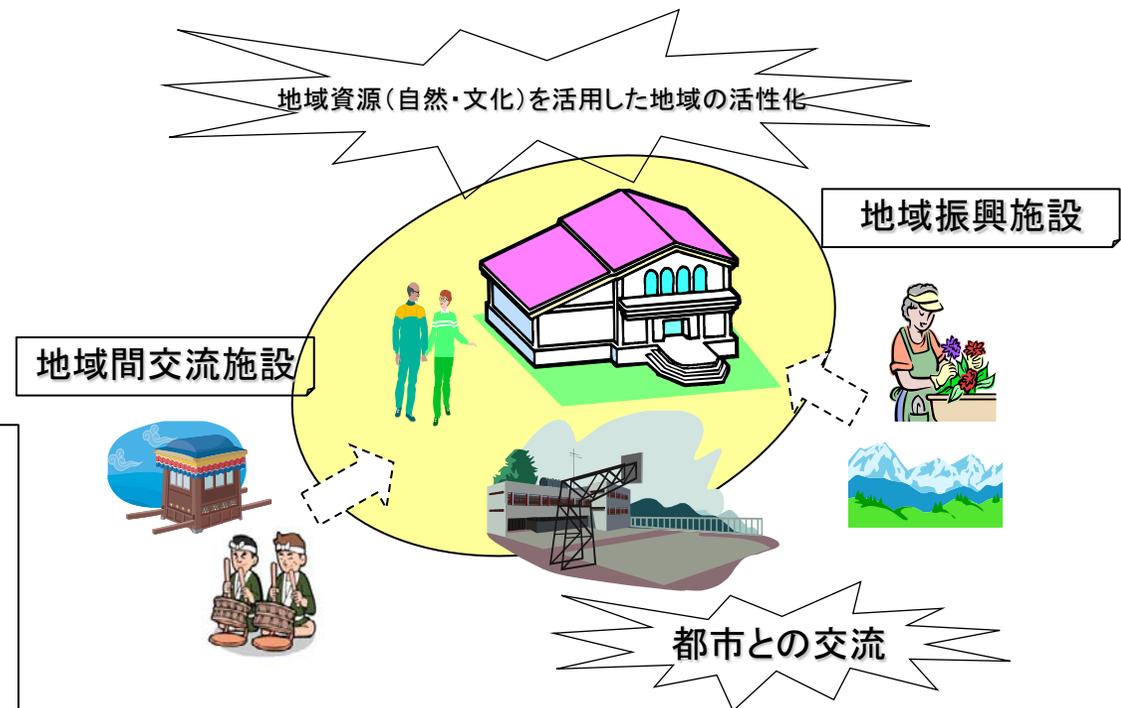
### 平成25年度の実績

採択件数: 6件

### (事業例)

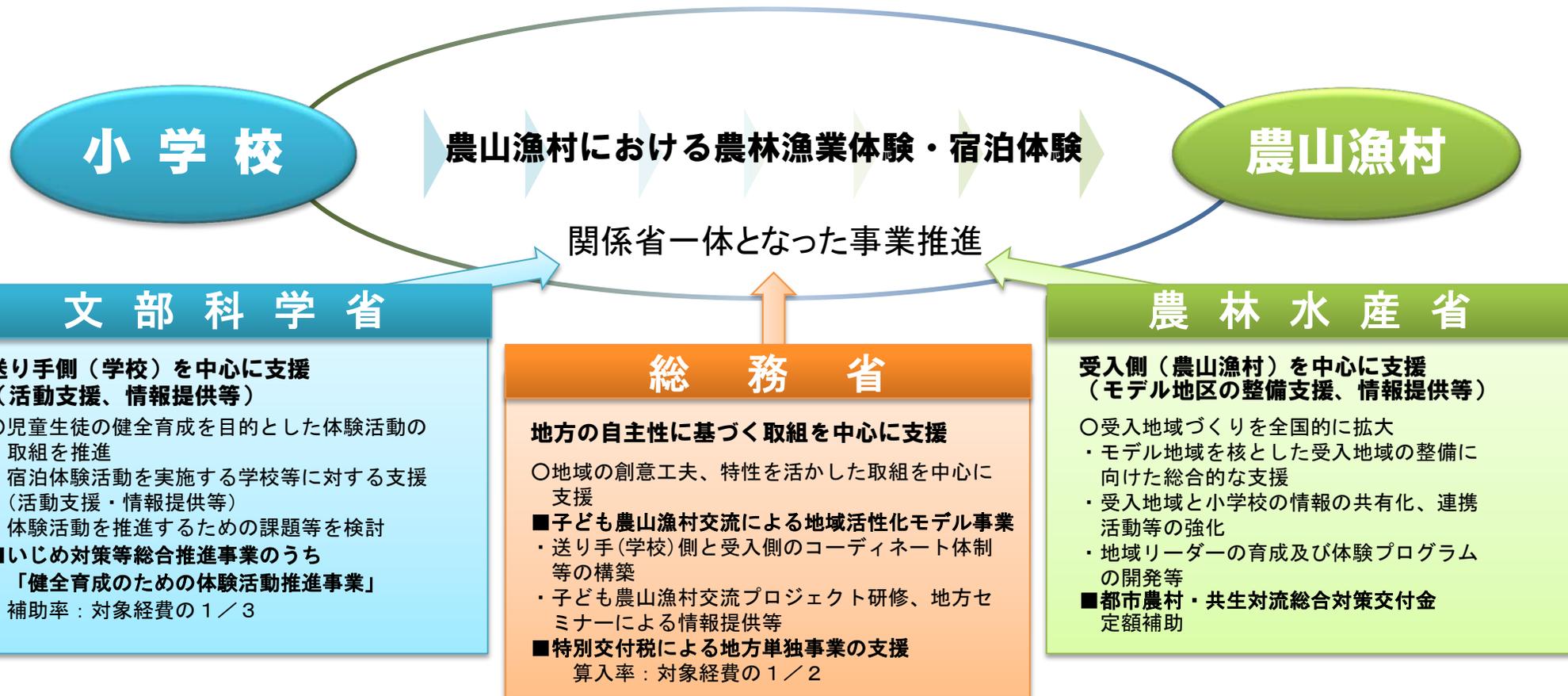
- ① 取得済みの古民家を改修し、周辺施設と連携して観光客の誘客・周遊を促進するための「まちなか拠点」として整備
- ② 旧教育委員会事務所を改修し、子育て支援のためのコミュニティスペース及び地元の地域文化活動のための活動拠点として整備

## ○事業のイメージ図



# 子ども農山漁村交流プロジェクト

- 意義**
- ・農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成。
  - ・「コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」「学習意欲」などが向上。
  - ・都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化。
- 内容**
- ・小学校の児童が行う宿泊体験活動。
  - ・農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行う機会が確保されているもの。
- 目標**
- ・平成25年度において、全国の小学校の一学年規模が体験活動をすることを目指す。



# 集落支援員について(平成20年度～)

## 集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成25年度 専任の「集落支援員」の設置数 741人

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,764人

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進

・総務省 ⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、平成20年度過疎問題懇談会の提言に基づき、制度化されたものである。ただし、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定されない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

## 地方自治体の取組のフロー

### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

### 《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

# 集落支援員の活躍先

○支援員数 専任741名、兼任3,764名 196自治体(7府県189市町村) (平成25年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数																																																																																																	
北海道(18)	松前町	1	新潟県(37)	秩父市	6	滋賀県(4)	守山市	2	岡山県(18)	美郷町	18	佐賀県(3)	みやこ町	2																																																																																																	
	乙部町	3		千葉県(14)	南房総市		14	京都府(20)		東近江市	1		広島県(44)	邑南町	5	熊本県(2)	築上町	2																																																																																													
	黒松内町	4			新潟県(37)		見附市			9	兵庫県(77)			米原市	1		山口県(10)	津和野町	3	大分県(68)	唐津市	3																																																																																									
	蘭越町	1					新潟県(37)			糸魚川市				4	奈良県(32)			京都府★	5		徳島県(44)	海士町	10	宮崎県(24)	長与町	1																																																																																					
	北竜町	2								新潟県(37)				妙高市				5	和歌山県(7)			福知山市	2		香川県(2)	西ノ島町	1	鹿児島県(20)	新上五島町	1																																																																																	
	愛別町	1												新潟県(37)				上越市				8	鳥取県(50)			綾部市	2		愛媛県(1)	倉敷市	1	沖縄県(2)	多良木町	1																																																																													
	南富良野町	1																新潟県(37)				上越市				8	高知県(14)			京丹後市	5		福岡県(5)	笠岡市	6	合計	相良村	1																																																																									
	和寒町	1																				新潟県(37)				佐渡市				2	島根県(61)			南丹市	6		那珂川町	備前市	2		中津市	4																																																																					
	下川町	1																								新潟県(37)				魚沼市				9				養父市	26			新庄村	2		佐伯市	6																																																																	
	中頓別町	1																												新潟県(37)				立山町				3				丹波市	22			庄原市	12		臼杵市	1																																																													
厚真町	2	新潟県(37)	七尾市			6						朝来市																						28								廿日市市	1				竹田市		15																																																														
岩手県(2)	一関市		2	新潟県(37)		珠洲市		2					神河町			1																										大崎上島町	1						豊後高田市	2																																																													
					宮城県(2)	柴田町		2			新潟県(37)		白山市			3				奈良県★																						25							神石高原町	30		宇佐市	12																																																										
秋田県(7)	秋田県★		5				新潟県(37)						福井県(4)		福井市	2				高取町	1			山口県(10)																		萩市							2	宮崎県(24)		国東市	27																																																										
					山形県(9)	鶴岡市		2		新潟県(37)									福井県(4)						越前町			1																										野迫川村	1	徳島県(44)	岩国市	3	宮崎県(24)	宮崎県★	1																																																		
福島県(27)	寒河江市		1											新潟県(37)									福井県(4)						坂井市			1																														下北山村	1	香川県(2)	長門市	1	宮崎県(24)	宮崎市	4																																										
					山形県(9)	朝日町		1										新潟県(37)									山梨県(6)						早川町			2																																		紀美野町	1	愛媛県(1)	美馬市	4	宮崎県(24)	小林市	11																																		
山形県(9)	最上町		3																			新潟県(37)									山梨県(6)						道志村			4																																						高野町	4	高知県(14)	三好市	11	宮崎県(24)	日向市	1																										
					山形県(9)	遊佐町		2																		新潟県(37)									長野県(22)						伊那市			1																																										高野町	4		上勝町	29	宮崎県(24)	えびの市	4																		
山形県(9)	いわき市		9																											新潟県(37)									長野県(22)						東御市			2																																														高野町	4		那智勝浦町	1	宮崎県(24)	門川町	1										
		山形県(9)			喜多方市	7		新潟県(37)	長野県(22)																													飯島町								4																																																								高野町	4		鳥取県★	5	宮崎県(24)	日之影町	2		
山形県(9)	天栄村		1	新潟県(37)								長野県(22)																						生坂村													4																																																															高野町	4
		山形県(9)			遊佐町	2					新潟県(37)						長野県(22)																										小谷村								6																																																												
山形県(9)	天栄村		1				新潟県(37)						長野県(22)		高山村	5				高野町	4																					智頭町							6	宮崎県(24)		霧島市	6																																																										
		山形県(9)			只見町	2				新潟県(37)									長野県(22)						高山市			1																										高野町	4		八頭町	5	宮崎県(24)	三島村	1																																																		
山形県(9)	南会津町		3											新潟県(37)									長野県(22)						関市			4																														高野町	4		三朝町	6	宮崎県(24)	中種子町	1																																										
		山形県(9)			西会津町	2												新潟県(37)									長野県(22)						中津川市			4																																		高野町	4		南部町	17	宮崎県(24)	栗国村	2																																		
山形県(9)	昭和村		3																			新潟県(37)									長野県(22)						山口市			2																																						高野町	4		日南町	1	宮崎県(24)																												
		山形県(9)			いわき市	9																				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																										高野町	4		出雲市	7	宮崎県(24)																				
山形県(9)	喜多方市		7																											新潟県(37)									長野県(22)						浜松市			2																																														高野町	4		益田市	21	宮崎県(24)												
		山形県(9)			天栄村	1		新潟県(37)	長野県(22)																													静岡市								7																																																								高野町	4		川本町	7	宮崎県(24)				
山形県(9)	只見町		2	新潟県(37)								長野県(22)																						静岡市													7																																																															高野町	4
		山形県(9)			南会津町	3					新潟県(37)						長野県(22)																										静岡市								7																																																												
山形県(9)	西会津町		2				新潟県(37)						長野県(22)		静岡市	7				高野町	4																																																																																										
		山形県(9)			昭和村	3				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																										高野町	4																																																								
山形県(9)	いわき市		9											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																														高野町	4																																																
		山形県(9)			喜多方市	7												新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																		高野町	4																																								
山形県(9)	天栄村		1																			新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																						高野町	4																																
		山形県(9)			只見町	2																				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																										高野町	4																								
山形県(9)	南会津町		3																											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																														高野町	4																
		山形県(9)			西会津町	2		新潟県(37)	長野県(22)																													静岡市								7																																																								高野町	4								
山形県(9)	昭和村		3	新潟県(37)								長野県(22)																						静岡市													7																																																															高野町	4
		山形県(9)			いわき市	9					新潟県(37)						長野県(22)																										静岡市								7																																																												
山形県(9)	喜多方市		7				新潟県(37)						長野県(22)		静岡市	7				高野町	4																																																																																										
		山形県(9)			天栄村	1				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																										高野町	4																																																								
山形県(9)	只見町		2											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																														高野町	4																																																
		山形県(9)			南会津町	3												新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																		高野町	4																																								
山形県(9)	西会津町		2																			新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																						高野町	4																																
		山形県(9)			昭和村	3																				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																										高野町	4																								
山形県(9)	いわき市		9																											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																														高野町	4																
		山形県(9)			喜多方市	7		新潟県(37)	長野県(22)																													静岡市								7																																																								高野町	4								
山形県(9)	天栄村		1	新潟県(37)								長野県(22)																						静岡市													7																																																															高野町	4
		山形県(9)			只見町	2					新潟県(37)						長野県(22)																										静岡市								7																																																												
山形県(9)	南会津町		3				新潟県(37)						長野県(22)		静岡市	7				高野町	4																																																																																										
		山形県(9)			西会津町	2				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																										高野町	4																																																								
山形県(9)	昭和村		3											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																														高野町	4																																																
		山形県(9)			いわき市	9												新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																		高野町	4																																								
山形県(9)	喜多方市		7																			新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																						高野町	4																																
		山形県(9)			天栄村	1																				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																										高野町	4																								
山形県(9)	只見町		2																											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																														高野町	4																
		山形県(9)			南会津町	3		新潟県(37)	長野県(22)																													静岡市								7																																																								高野町	4								
山形県(9)	西会津町		2	新潟県(37)								長野県(22)																						静岡市													7																																																															高野町	4
		山形県(9)			昭和村	3					新潟県(37)						長野県(22)																										静岡市								7																																																												
山形県(9)	いわき市		9				新潟県(37)						長野県(22)		静岡市	7				高野町	4																																																																																										
		山形県(9)			喜多方市	7				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																										高野町	4																																																								
山形県(9)	天栄村		1											新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																														高野町	4																																																
		山形県(9)			只見町	2												新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																		高野町	4																																								
山形県(9)	南会津町		3																			新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																						高野町	4																																
		山形県(9)			西会津町	2																				新潟県(37)									長野県(22)						静岡市			7																																										高野町	4																								

# 集落支援員 ～取組事例～

## 長野県小谷村

### 【概要】

・集落の振興に意欲と見識があり、役場職員と集落住民と積極的に協働が出来る方を公募し、6名を委嘱。

### 【活動内容】

- ・広報誌やHPの作成。
- ・将来を担う子育て世代の交流の場づくり。
- ・婚活イベントや、住民の趣味を活かしたイベントの企画、実施。
- ・伝統技術の継承と、それを活用した商品開発。

### 【ポイント】

- ・他地域に比べ、若い支援員を導入することで柔軟な活動を展開。
- ・協力隊とペアで活動することで、様々な視点を活かすとともに、支え合って活動。



## 広島県神石高原町

### 【概要】

・旧町村単位、希望のあった自治振興会にそれぞれ1名、全体の総括を担当する者1名を集落支援員として設置。

### 【活動内容】

- ・各振興会ごとに地域づくり計画を作成。
- ・集落課題解決のための加工所運営。(宅配弁当、特産品開発。)
- ・交流体験型農業学校(廃校利用)の運営。

### 【ポイント】

- ・地域の現状や将来の人口推移をグラフ等で示すことで危機感を共有。
- ・地域担当(旧町村単位)、地区担当(振興会単位)と組織立てたことで、全体としての活動が柔軟に。



## 島根県海士町

### 【概要】

・島を将来にわたって持続していくためには、的確な支援を行う人材が欠かせないことから、10名を委嘱。

### 【活動内容】

- ・地域の状況の課題把握。
- ・地域内外での連携・協力体制づくり。
- ・使われていない小道具を引き取り販売する小道具屋の運営。
- ・地域の行事を形にして残すため、地域行事の様子を描いた手ぬぐいづくり。

### 【ポイント】

- ・集落の活動を通して、地区の課題を解決できる自主性のある集落づくりを目指す。
- ・集落診断の結果を基に、集落活性化策等の方法で活動を支援。



## 大分県国東市

### 【概要】

・集落での話し合いの促進及び意見集約を行い、住民と住民、住民と県・市との間を集落支援が取り持つため、27名を委嘱。

### 【活動内容】

- ・集落巡回し状況を把握。
- ・集落住民が主体的に行う振興策への積極的な関わり。
- ・集落支援員合同会議で集落の課題検討及び情報交換。

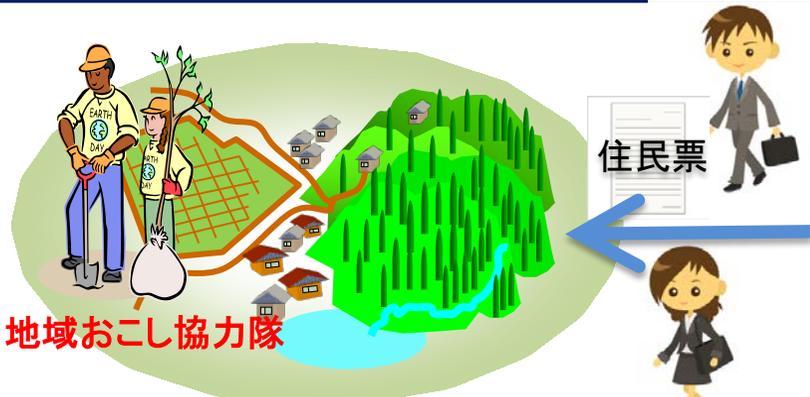
### 【ポイント】

- ・集落の区長や班長をはじめ、民生委員と農業委員と連携し情報交換しながら活動。
- ・集落の将来を見据え、集落の住民が立ち上がるきっかけづくりや集落の維持・活性化策を県や市とともに検討。



# 地域おこし協力隊について(平成21年度～)

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に住み込んで「地域協力活動」を実施



- 【地域協力活動を実施】
- ・地域おこし活動の支援
  - ・農林水産業の応援
  - ・住民の生活支援



委嘱

概ね1年以上最長3年

財政支援

総務省

隊員1人につき400万円上限  
・報酬等(上限200万円)  
・活動費(上限200万円)

地方自治体(実施主体)

隊員数 978名  
318自治体  
(4府県・314市町村)  
※平成25年度調査

男 : 女  
6 : 4

20歳代と30歳代で  
全体の約8割

任期終了後  
約6割が定住もしくは  
地域協力活動に従事  
※H25.6末調査時点



# 地域おこし協力隊～取組事例

## 北海道上士幌町

### 【概要】

5名の地域おこし協力隊を受入れ。業務に応じ、各地域で活動

### 【活動内容】

- ・観光PRなど都市との交流、農林商工連携、イベント活動強化などを図る取組
- ・「楽しい図書館」「頼りになる図書館」をめざした活動の充実を図る取組
- ・作業所を目指した事業運営の検討と障がい者の就労支援を図るための取組

### 【ポイント】

- ・専門性の高い業務に有資格者を配置するなど積極的に受入れ
- ・観光客誘致イベントを企画、実施するとともに、移住定住プロモーション活動を展開



## 山形県村山市

### 【概要】

・女子らしい視点を取り入れた「山形ガールズ農場」を5名の隊員が運営

### 【活動内容】

- ・農薬を使わず漢方薬が入った植物ミストを撒いて育てた「漢方米」や、甘みを増すためにトロ箱でストレスをかけて育てた「甘みとココのトロとまと」など特色のある商品づくり
- ・カラフルにするなど、パッケージを工夫しての販売
- ・枝豆やトマトなど野菜をふんだんに使った「野菜プリン」等スイーツの開発

### 【ポイント】

- ・隊員活動により、メディアに取り上げられ、地域や地域の団体が活性化した。



## 島根県邑南町

### 【概要】

「A級グルメ立町」の実現に向けて、11名の隊員が野菜等の栽培から、地元の食材を使った料理の提供までのプロデュースを目指す「耕すシェフ」として活動し、起業・就業を目指す。

### 【活動内容】

- ・ジャガイモ、タマネギなど20種類以上の野菜を作りながら、実際に町観光協会の地産地消直営イタリアンレストラン「ajikura(味蔵)」にて岩見和牛や自然放牧牛乳等地元でしか味わえない製品とあわせて調理・研究を行い、将来は町内で食に関する起業を目指す。

### 【ポイント】

- ・協力隊に取り組むに当たり、町が隊員の具体的な活動・目標などのコンセプトを予め明確にし、その上で隊員の募集、事業展開を行っている。



## 長崎県対馬市

### 【概要】

「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で8名の隊員が専門的に活動。

### 【活動内容】

- ・ツシマヤマネコの生息環境である水田を維持するための減農薬・無農薬で米作りに取組む団体の活動に協力
- ・ツシマヤマネコや対馬馬をモチーフにデザインしたポロシャツや手ぬぐい等の制作、販売
- ・市のパンフレットの英訳等、近年増えてきた英語圏の観光客への対馬の情報発信
- ・有害鳥獣(イノシシ、シカ)の皮を使ったレザー製品開発

### 【ポイント】

- ・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、市が具体的に活動内容を絞り込んで公募。

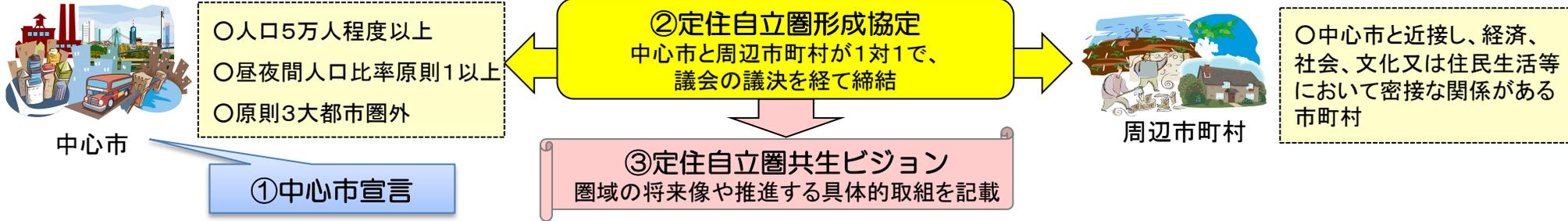


# 「定住自立圏構想」の推進

## 基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

## 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 各省による支援策

産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

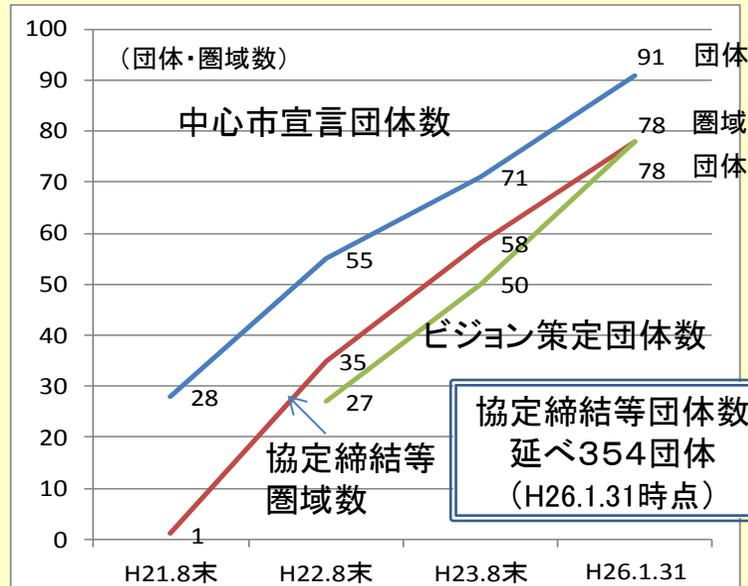
### 特別交付税

- ・包括的財政措置
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置
- 等

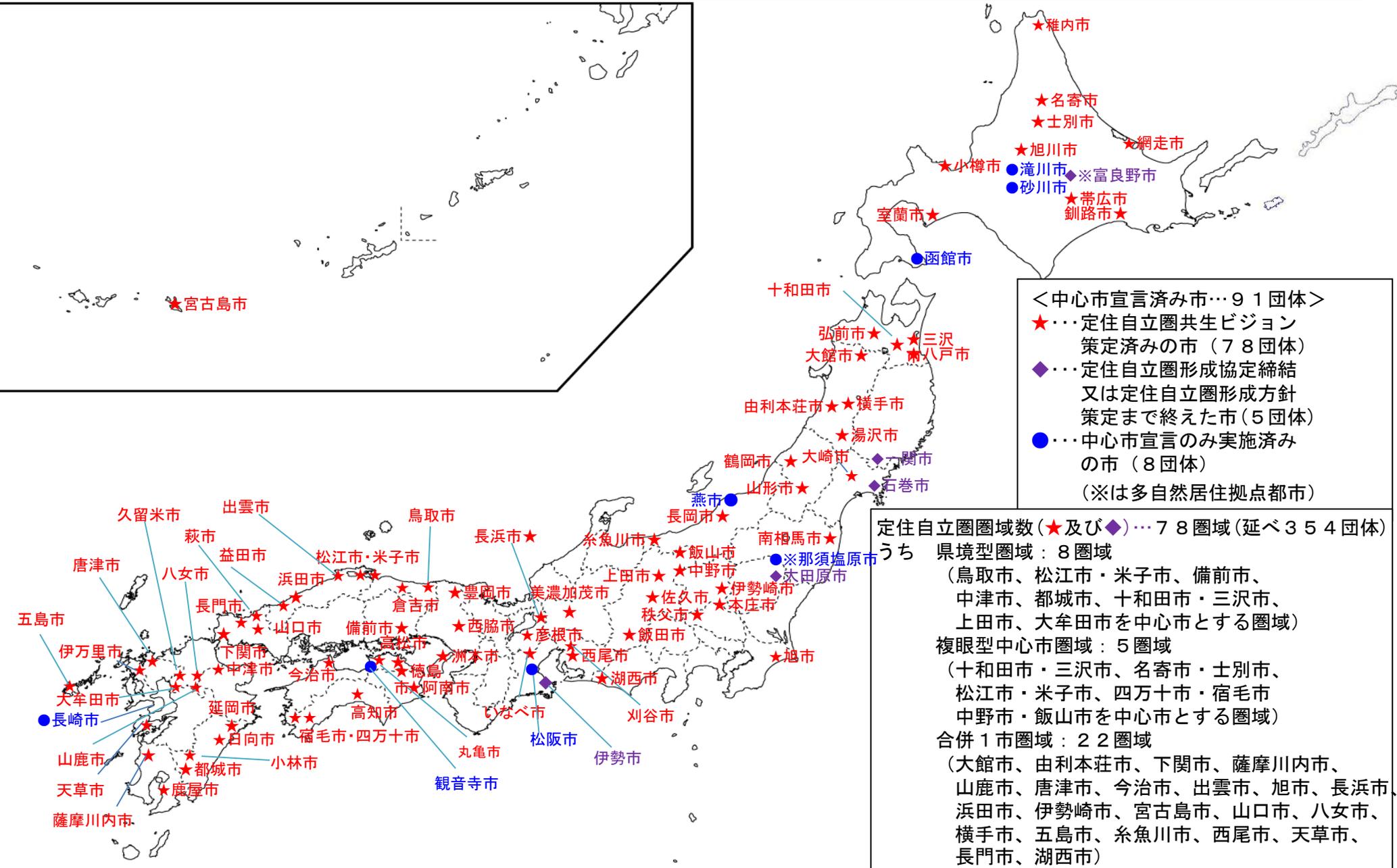
### 機能連携広域経営推進調査事業

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出す先進的事業を推進（H26予算：1億円）

## 定住自立圏構想の取組状況



# 定住自立圏構想の取組状況 (平成26年1月31日現在)



# 定住自立圏構想の取組状況 (平成26年1月31日現在)

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市		都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市	
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)	札幌市、苫小牧市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市	25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市	
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)	青森市、五所川原市、むつ市	26	京都府		福知山市	
3	岩手県	一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)	
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	姫路市、たつの市、加東市、加西市	
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	29	奈良県		天理市	
6	山形県	山形市、鶴岡市	米沢市、酒田市、新庄市、東根市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市	
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—	
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※周辺市町村として取組済み)	
9	栃木県	大田原市、那須塩原市	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、日光市	33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市	
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	35	山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市	
12	千葉県	旭市	館山市	36	徳島県	徳島市、阿南市	—	
13	東京都		青梅市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市	
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
15	新潟県	長岡市、糸魚川市、燕市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、上越市、佐渡市、南魚沼市	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	(南国市 ※周辺市町村として取組済み)	
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市	
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市	
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市	
19	山梨県		甲府市、北杜市、富士吉田市	43	熊本県	山鹿市、天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市、人吉市	
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市中野市・飯山市(複眼型)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市	
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市	
22	静岡県	湖西市	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市	
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	津市、四日市市、亀山市、伊賀市	<b>合計</b>			<b>91</b>	<b>177</b>

○ 91団体が中心市宣言済み  
 ○ 78圏域(延べ354団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み  
 ○ 78団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

# 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のポイント

基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)においても人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

## ◎ 新たな広域連携

### 地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

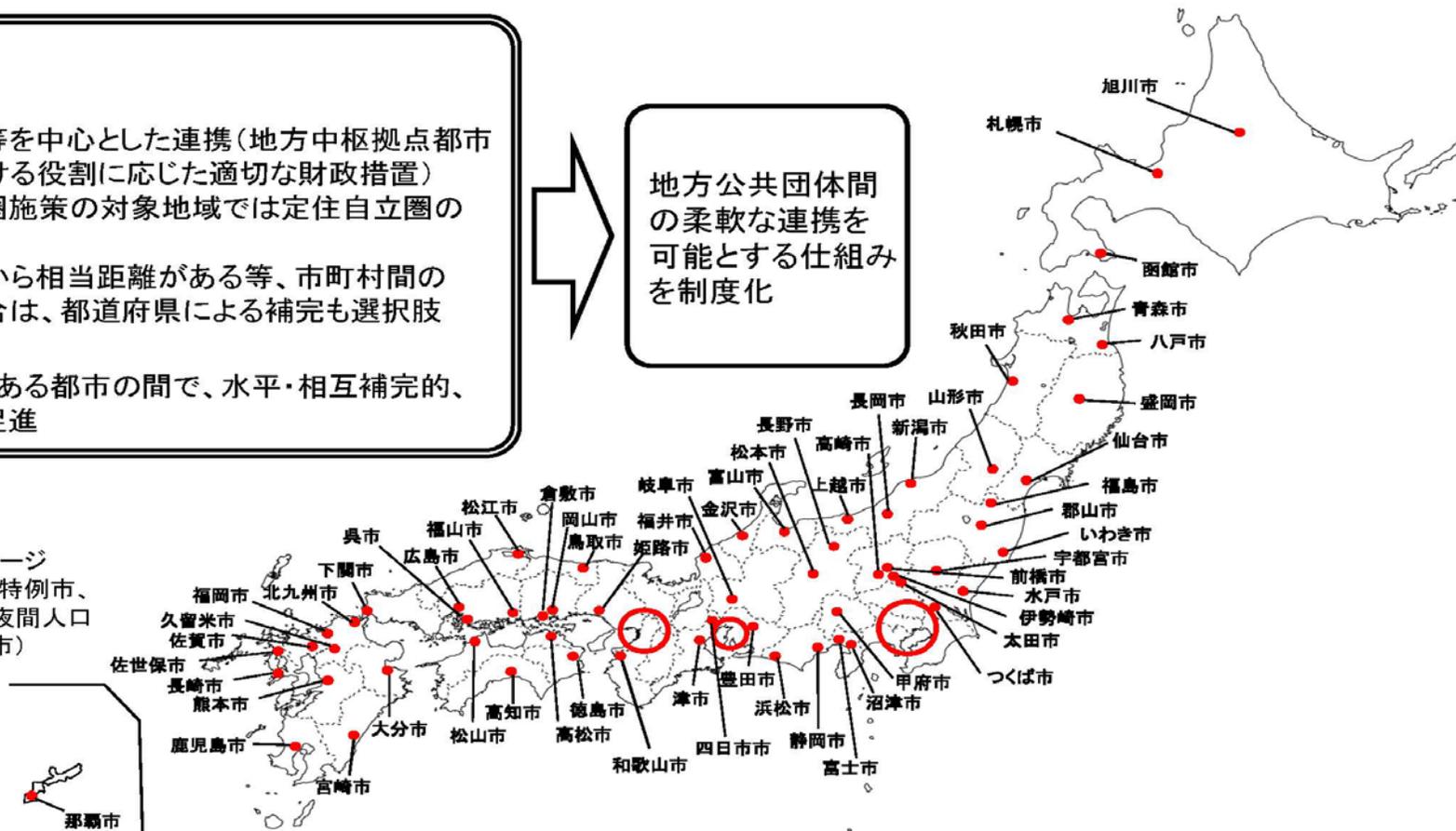
### 三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

○ は、三大都市圏

- は、地方中枢拠点都市のイメージ(地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)



## ◎「平成の合併」後の基礎自治体

- ・合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- ・合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

## ◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

## 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

### 1. 指定都市制度の見直し

#### ○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

#### ○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

### 2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする

### 3. 新たな広域連携の制度の創設

#### ○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする

#### ○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

### 4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する